

シンポジウム「災害等の保健医療福祉マネジメントの進め方」

福祉・NPO等や危機管理部門との連携

和歌山県湯浅保健所 池田 和功

坂東淳 (徳島県南部総合県民局)

古川馨子 (静岡県牧之原市健康推進課)

松本珠実 (大阪市健康局健康推進部)

赤松友梨、尾島俊之 (浜松医科大学健康社会学講座)

【目的】

災害時、福祉、NPO、ボランティアによる活動体制は構築途上であり、保健と福祉の連携についても十分でないのが現状である。本研究の目的は、保健部局とNPO、ボランティアの連携状況、および、今後連携するにあたっての課題と要点について明らかにすることである。

【方法】

災害派遣福祉チーム(DWAT)およびNPO・ボランティア団体について、聞き取り調査をもとに保健部局との連携のポイントについて分析した。また、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)養成研修(基礎編)において、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)等の活動を紹介してもらい連携について検討した。

制作：
全国災害ボランティア支援
団体ネットワーク
(JVOAD)
避難生活改善に関する専門
委員会

新型コロナウイルス
避難生活お役立ち
サポートブック



2020年5月29日発行 (第2版)
令和3年度版に改訂、印刷更新予定

発行 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)
避難生活改善に関する専門委員会

避難所支援・専門職とNPOの連携事例

2016年熊本地震 避難生活改善チーム

●**避難所担当課との連携**


- ・環境改善(トイレ/寝床/食事/衛生)
- ・物品の見立て・調整
- ・自主運営への働きかけ
- ・統合に向けた助言・サポート

●**要配慮者支援**

- ・要配慮者の特定
- ・行政・専門職へのつなぎ
- ・福祉避難スペース、福祉的避難所の環境改善、マンパワー支援

●**情報共有会議の調整・実施**

- ・市担当者、施設管理者、保健師、看護・リハ・福祉チーム、ボランティア・NPO、(避難者代表)など
- 生活支援プログラムの企画・運営**
- ・地元ボランティアとの連携



御船町と連携 (避難所実務者会議)



熊本県と連携 (アセスメント)

令和2年度DHEAT特別編研修
★認定NPO法人レスキューストック
センター常務理事 浦野 愛様
資料より

令和2年度DHEAT特別編研修での保健所等行政職員参加者の意見

- ・一緒に地域を回ってローラー作戦をした
- ・子供と遊んだり、絵本の読み聞かせ、炊き出し等にボランティア団体がいた
- ・ボランティアの受け入れは社会福祉協議会が担当していた。
- ・普段から関係のあった地元ボランティアとはうまく連携できた。
- ・地元障害者施設のボランティアが災害時支援してくれた。

- ・ボランティアとの連携経験がない
- ・ボランティア団体の活動内容を知る必要がある。
- ・ボランティア団体の意見を集約する場があればいい。

NPOとボランティア、どう違う? JVOAD

『NPOとボランティアはどちらも社会貢献のための活動を行う』が、

● **NPO (非営利団体)** は
「Non-Profit Organization」の略称
その名の通り、**非営利の組織**
収益を目的とする事業を行うことができる
事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に
充てる

● **ボランティア** は
一般的に「自発的な意思に基づき他人や社会に
貢献する行為」を指してボランティア活動と言う
活動の性格として、「自主性 (主体性)」、「社会
性 (連帯性)」、「無償性 (無給性)」などがある

ノウハウを持つスペシャリスト集団

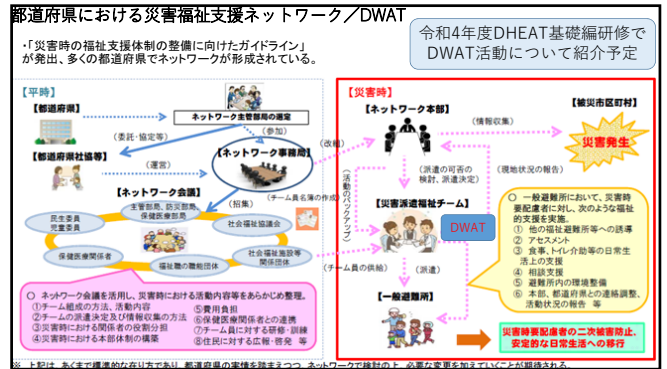
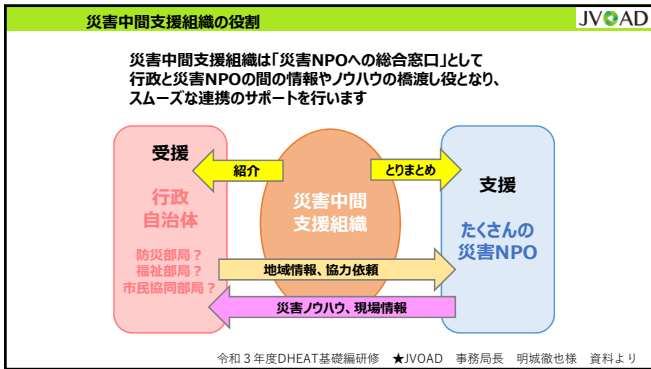
善意で集まる個人たち




社会福祉協議会設置の災害ボランティアセンターを通じて活動

出版：厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/bin/jou/2007/12/061203-5c_0001.pdf

- 126 -



防災基本計画
 第2編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備
 (2) 防災ボランティア活動の環境整備

○国及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、**中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）**を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

○国及び市町村（都道府県）は、防災ボランティアの活動環境として、**行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し**、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う**情報共有会議**の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について（令和4年7月22日）

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置
 被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「**保健医療福祉調整本部**」という。）を設置すること。

(2) 組織
 ① 構成員
 保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医療主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課（**災害福祉支援ネットワークを所管する部署。**）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。

【結論】
 今後、具体的に平時・災害時に保健医療と福祉・NPO・ボランティアが連携できるようになることが重要であり、そのポイントとして、以下のことが抽出された。

① 災害時の住民支援は多岐にわたり保健部局だけでは対応できない。DWATやNPO・ボランティアは専門的に被災者の生活支援にかかわった経験・ノウハウを持っており、連携することが有用である。

② 災害時に効率よくDWATや災害NPOと連携するためには、福祉部局、社会福祉協議会や災害中間支援組織の役割が重要で、平時から連携の仕組みを構築すること、保健部局もかかわることが重要である。

③ 平時から福祉部局や社会福祉協議会と協力して地元ボランティア団体と連携することが不可欠である。